

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴う特別対応へのご協力をお願い

1. 特別対応要請期間

令和4年1月27日（木）～令和4年2月20日（日）

※まん延防止適用期間が延長された場合は、その指示に従い、特別対応要請期間も延長させていただきます。

2. 勤務体制について

- ・就業時間は当面の間、通常通り月曜日～金曜日の8時30分～17時で変更ございません（昼休憩時間：12時～13時）。
- ・職員本人に新型コロナウイルス感染症が確認された場合は当然のこと、職員以外の感染者との濃厚接触が職員本人に確認された場合など、感染を疑わせる可能性が否定できない状態になりましたら、職員全員を自宅待機とします。なお、現在は在宅勤務体制の環境が整っていないため近々に事態が急変した際、業務停止せざるを得ないことが起こり得る可能性がありますことを予めご了承ください。
- ・職員の在宅勤務については、必要に応じて対応しますが、一部の業務（特に中建国保申請書類処理関係）については対応できません。その場合は出勤人数を調整しながら対応に当たります。

3. 接客対応について（現在も継続実施中）

- ・職員全員マスク着用で対応します。
- ・来所者に対しては、①入所前、入所後に玄関前での手指アルコール消毒、②入所前の検温、③来所者との会話距離を1メートル程度とっての接客、④受付窓を極力閉めての接客を行います（接触感染、飛沫感染防止策）。不快に感じる方もおられるかと存じますがご理解とご協力をお願いします。

4. 来所自粛等のお願いについて

- ・職員及び来所者双方への感染リスクが高まることを懸念し、組合員に限らず支部職員も含めて来所自粛をお願いします。来所訪問に関しては特に組合員の皆様方への周知徹底をお願いします。
- ・書類の申請提出等については、郵送、電子メール、FAXでの対応をお願いします。急を要する業務には対応できない場合もありますので、申請等は余裕を持ってお早目にご対応ください。やむを得ず来所して受け渡しする場合も、事前にご一報いただき、ポスト投函または玄関先に荷物を置いて帰るなどの対応をお願いします。

- ・書類等の手続きについては、全建総連及び中建国保本部も在宅勤務や出社人員調整等に対応している関係上、通常より処理時間が掛かっています。申請書類については、急を要する場合でも必ず書類が全て揃ったうえでのご提出をお願いします。書類不備ですとお急ぎの場合でも対応できません。組合員の皆様方にもご迷惑をお掛けすることとなります。組合員と日頃より接している支部職員の皆様方には特に現状をご理解していただいたうえでのご対応をお願いします。

5. 各支部会議等の開催自粛等について

- ・期間中、各支部会議等の開催については支部判断に一任しますが、オンライン会議、書面会議等に変更するなど対面会議を極力避けていただき、可能な限りは自粛の方向で検討していただきますようお願いいたします。
- ・期間中、島根建連役職員に対する支部主催会議等への出席依頼には対応出来かねますのでご理解とご協力をお願いします。